

監事監査報告書

2024年5月29日

学校法人 東邦学園

理 事 会 御中

評議員会 御中

学校法人 東邦学園

監事 長沼均俊

監事 二村友佳子

私たちは、学校法人東邦学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人東邦学園寄附行為第7条第3項の規定に基づき、2023年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）における当法人の業務若しくは財産の状況、または理事の業務執行の状況について監査を行いました。監査にあたっては「学校法人東邦学園監事監査規程」に準拠しました。

監査の方法は、理事会、評議員会並びに当該年度監事監査計画に示した諸会議に出席（陪席）し、理事から業務の報告を受けるほか、重要な文書及び会議議事録等を閲覧しました。また、私立学校振興助成法に基づく監査を実施した監査法人から監査結果の説明を受けるとともに、内部監査室から内部監査に関する報告及び説明を受けました。その他、計算書類並びに財産目録等についても確認しました。

監査の結果、当法人の業務は、法令及び寄附行為その他の規程に基づき、重要事項は理事会、その他の事項は当該会議の議決を経て適正に執行されており、当法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関しては、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認めます。

以上